

生駒市条例第4号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年6月20日

生駒市長 小 紫 雅 史

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市介護老人保健施設条例の一部改正)

第1条 生駒市介護老人保健施設条例（平成13年6月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項第1号中「3,240円」を「3,300円」に改め、同項第2号中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(生駒市自動車駐車場条例の一部改正)

第2条 生駒市自動車駐車場条例（平成19年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に改める。

(生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例の一部改正)

第3条 生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例（平成28年10月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「600円」を「610円」に、「3,600円」を「3,

670円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「700円」を「710円」に、「4,200円」を「4,280円」に、「63,000円」を「64,170円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「15,000円」を「15,280円」に、「2,000円」を「2,040円」に、「12,000円」を「12,220円」に、「180,000円」を「183,330円」に、「1,500円」を「1,530円」に、「9,000円」を「9,170円」に、「135,000円」を「137,500円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「6,000円」を「6,110円」に、「90,000円」を「91,670円」に改める。

(生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例の一部改正)

第4条 生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例(平成27年3月生駒市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「12,960円」を「13,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「300円」を「310円」に改める。

別表第2中「3,780円」を「3,850円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の生駒市自動車駐車場条例別表の規定は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)以後に徴収する駐車料金について適用し、施行日前に徴収する駐車料金については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例別表の1の表の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金（生駒市テレワーク&インキュベーションセンター条例第11条第1項に規定する利用料金をいう。）について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

4 第4条の規定による改正後の生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例別表第1の規定は、施行日以後の利用に係る利用料金（生駒市立病院の利用料金及び手数料に関する条例第1条に規定する利用料金をいう。）について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。